

各支部長：所管長：学校長 殿

青森県剣道連盟

会長 増田 知幸

(公印略)

剣道段位青森審査会開催の通知

下記により、当連盟主催の令和3年度剣道段位青森審査会を開催いたしますので、貴支部、中・高等学校、一般剣士に広くご伝達下され、受審希望者をお取りまとめのうえ、お申し込み下さるようご通知のほどお願い申し上げます。

記

1 日 時 令和3年8月8日

(日) (1) 初段・二段

(2) 三段・四段・五段

受付時間： 8時30分～9時20分まで

受付時間： 12時00分～12時50分まで

実技審査： 10時00分～

実技審査： 13時20分～

2 会 場 みちぎんどリームスタジアム

〒030-0902 青森市 合浦1丁目13-1 TEL 017-765-6200

3 対 象 初段～五段

(1) 受審資格は審査日当日の年齢及び修業年限等の条件を満たしていること。

(2) 初段は審査当日に満13歳に達した者

(3) 20歳以上の者は、1年以内の県内講習会を受講もしくは、受講予定の者。

4. 内 容 別紙参照

5. 申込等 令和3年7月26日(月)必着。

(1) 「令和3年8月剣道段位青森審査会申込書」と試験問題(段別)に受審者が記載した答案を送付のこと。

※ 剣道段位審査申込書(個人提出用)は必ず本人が記載のうえ当日持参すること。

(2) 中学・高校は直接申込む。大学、一般は必ず支部長経由で申込むこと。(支部長印の無いものは受理しません。)その際に、現級段位取得年月日・受領地の明確でないものは各支部で申込みを受理しないで下さい。又、県外での取得者はコピーを申込みと同時に各支部に提出してください。いかなる理由であってもコピーの無いものは、県連では受理しません。期日の遅れたものや電話・FAXでの申込みは受理しません。

(3) 初段受審者は県連発行の1級免状のコピーを提出してください。

(4) 剣道形または、学科のみの申込み者は前回受審地・日付を明記してください。

(5) 学科試験は、当日行いません。

同封の学科試験用紙を、受審者本人に記載させて申込書と一緒に送付してください。

(6) 申込み先

〒038-0852 青森市大野金沢12-5 足澤一成 宛 TEL090-9030-5271

※ 受験料は下記に振り込んでください

振込銀行口座 青森銀行問屋町支店 普通 321675

青森市剣道連盟 竹内通源(タケウチ ユキモト)

支部の事務責任者の方は、振込みの際、支部名を明記してください。

6 備考

(1) 次のことを遵守願います。

- ア 受審者は入館時から必ず「家庭用マスク」を着用し、そのまま審査会場で受付をしてください。また、実技審査の際には「面マスク」を使用してください。
申込み責任者（引率者、保護者）も入館時から必ず「家庭用マスク」を着用してください。また、特別な理由があって審査会場へ入る場合は、事前に剣道連盟事務局長の許可を得てください。
- イ 受付時に検温を実施しますが、当日の体温を事前に測ってください。（熱のある受審者は帰宅していただきます。）
- ウ 審査時の実技（稽古）は、「面マスク」「マウスシールド」を着用することとなります。
- エ 日本剣道形は一般の「家庭用マスク」を着用して行います。
- オ 学科試験は長時間の密集状態を避けるため、当日行いません。申込と同時に提出の答案を採点しますので、内容をよく確認し、いい加減な答案にならないように注意願います。（従来通り可否の対象）
- カ 更衣室の密集を避けるため、やむを得ない場合を除き事前に着替えて来場ください。
- キ 見学者は会場へは入れません。申込み責任者（引率者、保護者）は、受付に関して必要な事項がある場合、事務局長の許可を得て入場し、その用事が終了した後、直ちに、会場から退出していただきます。見学者、申込み責任者は、会場外の施設内観覧席に十分な広さが確保できない場合、施設外で待機していただきます。
- ケ 実技（稽古）審査では、鋸迫り合いを避ける。やむを得ず鋸迫り合いとなった場合は、すぐわかるか引き技を出す。
- コ 体調の悪いもの（発熱・頭痛・咳・喉の痛み・味覚障害・倦怠感）は受審をしないよう願います。
（※ 当日検温係が簡単に聞きます。）

(2) その他

- ア 受審料は申込み期日までに必ず入金してください。（現金での受付はいたしません）
- イ 生徒、学生は必ず学年を記入してください。
- ウ 支部から直接申込み中高生は学校名を忘れないで備考欄に記入すること。
- エ 申込責任者は備考欄にウのほか、受審者が身体障害や発達障害等で受審に配慮が必要な場合は、その旨をご記入ください。
- オ 剣道用具の確認 平成31年4月1日施行の「剣道試合・審判規則改正新旧対照表」を参照のこと。
その他、学校名等がわかるような刺繍の剣道着等を着用しない。面ひもは適正な長さとする。
- カ 各段の受審者（男女別）が1名のみ場合は、当該段の審査を実施しません。（申込み後、事務局から責任者又は受審者本人に連絡します。）

担 当 青森県剣道連盟事務局長 時吉重雄
〒 030-0903 青森県青森市栄町1丁目7-8
TEL 090-8788-0832
FAX 017-741-2170
E-mail tokiyoshi@nittogishi.co.jp

令和3年 8月剣道段位青森審査会 申込書

支部名 _____ 支部長名 _____ 印 _____
 学校名 _____ 責任者氏名 _____ 印 _____
 自宅電話 _____ 勤務先電話 _____

※初段受審者は一級取得年月日を記入すること。(免状のコピーを送付すること)
 ※現級段位取得年月日は、必ず証書の年月日を記入すること。
 ※生徒、専門学校生、学生は学年を記入すること。

番号	受審 段位	フリガナ 氏名	性別	生年月日	学 年	年 齢	現級段位 取得年月日	現級段位 受領場所	形・学科 再受審	前 回 受審地	前 回 受審日	全 剣 連 登 録 番 号	備考
1									形・学科				
2									形・学科				
3									形・学科				
4									形・学科				
5									形・学科				
6									形・学科				
7									形・学科				
8									形・学科				
9									形・学科				
10									形・学科				

* 受審料 初段7,000円 二段8,000円 三段9,000円 四段10,000円 五段11,000円 再受審(剣道形または学科のみ)2,000円

* 受審料を添えてお申込み下さい。なお、取り消し、棄権の場合も受審料はお返ししません。

* 合格登録料(当日納入) 初段 9,000円 二段 10,000円 三段 13,000円 四段 28,000円 五段 33,000円

受審番号		決	合・否
------	--	---	-----

令和 年 月 日

剣道段位審査申込書

青森県剣道連盟

受審種目 段位	剣道	段	フリガナ 氏名	生年月日 (満年齢)	昭和 平成 令和	年 月 日 (歳)	性別 男女
------------	----	---	------------	---------------	----------------	----------------	----------

現住所	〒	電話番号	旧氏名
-----	---	------	-----

最終学歴 (在学学生は在学学校名)	学校名	卒業 第 学年在学中	職業 (勤務先)	()
----------------------	-----	---------------	-------------	-----

職業別 番号欄	中学生	高・大・専門校	警察官	自衛官	教員	公務員	会社員	自営業	農林水産業	主婦	その他	無職
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12

現級段位	段 級	取得年月日	昭和 平成 令和	年 月 日	取得場所	青森市・八戸市・弘前市・県外 ()
------	--------	-------	----------------	-------	------	--------------------

費用	段位	初 段	二 段	三 段	四 段	五 段	再 受 審		
	受審料	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	11,000円	形又は学科	初段～三段 2,000円	四段～五段 2,000円
	合格登録料	9,000円	10,000円	13,000円	28,000円	33,000円			
	(70歳以上)	(4,500円)	(6,500円)	(8,500円)	(14,500円)	(16,500円)			
推薦料	47,000円	57,000円	70,000円	85,000円	90,000円				

備考	<p>1 証書に記載するため氏名については正確に楷書で、フリガナはカタカナで記入し、姓名が変わった方は旧姓名を必ず記入すること。</p> <p>2 青森県以外で現級段位を取得した者は免許状の写し(電子コピー・複写コピー)を提出すること。</p> <p>3 現級段位の合格年月日は、免許状の年月日通りに正しく記入すること。</p> <p>4 初段の受審者は県剣道連盟会長名による一級合格者であり、その写しを提出すること。</p> <p>5 生年元号・性別・職業別番号欄及び級段位取得場所は○で囲むこと。</p>	免許状送付先 支 部 名
		支部

剣道段位青森審査会「学科審査問題」

令和3年8月8日(日)
青森県剣道連盟

【初段の部】

受審番号		氏名	
------	--	----	--

1 「剣道の理念」及び「剣道修練の心構え」について空欄に言葉を書きなさい。(3×10=30)

＝「**剣道の理念**」＝

剣道は、剣の(①)の修練による(②)の道である。

＝「**剣道修練の心構え**」＝

剣道を正しく(③)に学び
心身を(④)して旺盛なる(⑤)を養い
剣道の特性を通じて(⑥)をとるとび
(⑦)を重んじ(⑧)を尽くして
常に自己の(⑨)に努め
以って国家社会を愛して
広く(⑩)の平和繁栄に
寄与せんとするものである。

2 「礼の考え方」について、空欄に語群より言葉を選び記号で答えなさい。(2×10=20)

剣道は、相手を「打つ」「突く」などして、相手を攻撃する対人的格闘技であることから、常に相手の(①)を尊重し、互いに(②)を鍛え、(③)を錬磨し、(④)を養うためのよき(⑤)として、内には心から(⑥)と感謝の念を持ちつつ、外には端正な(⑦)をもって礼儀正しくすることは、互いにより良い剣道を築き上げていくうえで大切なことであり、ひいては好ましい社会的態度の育成につながるものである。

また、剣道は対人的格闘技であることから、ややもすると(⑧)になったり、過度に闘争的本能が現れてしまう場合がある。剣道を修練するなかで、定められた(⑨)を厳格に執り行うことにより、感情や闘争的本能を人間として(⑩)していくところに、剣道における礼の意義がある。

(語群)	ア. 身体	イ. 統御	ウ. 心	エ. 尊敬	オ. 人格
	カ. 協力者	キ. 技	ク. 姿勢	ケ. 礼儀作法	コ. 感情的

3 「足さばき」について、次の問いに答えなさい。

(1) 次の文中の空欄に語群より言葉を選び記号で答えなさい。(2×5=10)

足さばきとは、相手を(①)したり、かわしたりするための「足の(②)」である。体の(③)の基礎となるのが足さばきである。「(④)」という教えに示されるように、剣道では足さばきが非常に重視されている。千変万化の技も結局は(⑤)が伴わなければ不可能であり、「足さばき」は剣道の生命であるといっても過言ではない。

(語群)	ア. 運び方	イ. さばき	ウ. 竹刀	エ. 振り方
	オ. 打突	カ. 守破離	キ. 身体	ク. 一眼二足三胆四力

(2) 主な足さばきの種類で、「送り足」以外の3つを答えなさい。(3×5=15)

--	--	--

4 「三つの間合」について、空欄に言葉を書きなさい。(5×5=25) ※同番号には同語句が入る

間合とは、自分と相手の距離をいう。間合には「(①)間合」「(②)間合」「(③)間合」がある。

「(①)間合」は剣道の基本的な間合で、一步(④)ば相手を打突できる距離であり、一步(⑤)ば相手の攻撃をかわすことのできる最も大切な間合である。

剣道段位青森審査会「学科審査問題」

令和3年8月8日(日)
青森県剣道連盟

【二段の部】

受審番号		氏名	
------	--	----	--

1 「剣道の理念」及び「剣道修練の心構え」について空欄に言葉を書きなさい。(3×10=30)

= 「剣道の理念」 =

剣道は、剣の(①)の修練による(②)の道である。

= 「剣道修練の心構え」 =

剣道を正しく(③)に学び

心身を(④)して旺盛なる(⑤)を養い

剣道の特性を通じて(⑥)をとようとび

(⑦)を重んじ(⑧)を尽くして

常に自己の(⑨)に努め

以って国家社会を愛して

広く(⑩)の平和繁栄に

寄与せんとするものである。

2 「試合の目的」について、空欄に言葉を書きなさい。(4×5=20)

試合の目的は、日頃の(①)で培った力を十分に発揮し、(②)に

(③)を競い合い、第三者の目(審判)を通じて(④)を判定してもら

い、自分の(⑤)を量ることにある。

3 「攻め合い」について、空欄に言葉を書きなさい。(5×5=25)

自分では攻めたつもりでも相手に何らかの変化や(①)が起こらない場合には、攻めたことにはならない。

自分に有利な(②)をとりながら相手を(③)たり変化させることが攻めである。剣道の対人的技能は「攻めて打つ」ことにより成り立っているといえよう。

相手を制するための重要な教えとして、相手の剣、技、そして気を(④)こと、すなわち「(⑤)」がよく知られている。

4 「構えと目付け」について、次の問いに答えなさい。 ※同番号には同語句が入る

(1) 次の文中の空欄に言葉を書きなさい。(2×5=10)

「構え」は大別すると、「(①)」と「(②)」とに分けられるが、普通「構え」という場合には「(①)」を指す。しかし、当然そこには「(②)」も含まれていて両者が表裏一体となって働いているものと考えなければならない。

古くから「目は(③)の窓」と言われるように、目は(③)の動きを最もよく現すところである。剣道においては「一眼二足三胆四力」といわれ、目の働きは大切な要素として教えられている。目の付け方は、相手の(③)の(④)、動作の(⑤)を察知するうえで重要視され、古来より各流派、伝書によって種々教え継がれている。

(2) 基本的な構えの種類で、「上段」と「中段」以外の3つを答えなさい。(3×5=15)

--	--	--

剣道段位青森審査会「学科審査問題」

令和3年8月8日(日)
青森県剣道連盟

【三段の部】

受審番号		氏名	
------	--	----	--

1 「剣道の理念」及び「剣道修練の心構え」について空欄に言葉を書きなさい。(3×10=30)

= 「剣道の理念」 =

剣道は、剣の(①)の修練による(②)の道である。

= 「剣道修練の心構え」 =

剣道を正しく(③)に学び

心身を(④)して旺盛なる(⑤)を養い

剣道の特性を通じて(⑥)をとらとび

(⑦)を重んじ(⑧)を尽くして

常に自己の(⑨)に努め

以って国家社会を愛して

広く(⑩)の平和繁栄に

寄与せんとするものである。

2 「試合の目的」について、空欄に言葉を書きなさい。(4×5=20)

試合の目的は、日頃の(①)で培った力を十分に発揮し、(②)に

(③)を競い合い、第三者の目(審判)を通じて(④)を判定してもら

い、自分の(⑤)を量ることにある。

3 気剣体の一致について、空欄に言葉を書きなさい。(5×5=25)

攻防動作を効果的に行うための大事な要素を表現した言葉。主に打突動作の教えであり、「気」と

は(①)のこと、「剣」とは(②)のこと、「体」とは、体さばきと

(③)のこと。これらがタイミングよく(④)がとれ、一体となって

働くことで(⑤)の成立条件となる。

4 「四戒(驚・懼・疑・惑)」について、簡潔に説明しなさい。(5×5=25)

心に生じる「驚・懼・疑・惑」の好ましくない精神状態のことで、「驚」とは(①)

こと、「懼」とは(②)こと、「疑」とは(③)こと、「惑」とは(④)

ことであり、これをいかに、相手と対峙したときに(⑤)

するかが重要であるという教え。

剣道段位青森審査会「学科審査問題」

令和3年8月8日(日)
青森県剣道連盟

【四段の部】

受審番号		氏名	
------	--	----	--

1 「剣道の理念」及び「剣道修練の心構え」について空欄に言葉を書きなさい。(4×1+3×8=28)

= 「剣道の理念」 =

剣道は、_____

= 「剣道修練の心構え」 =

剣道を_____

心身を_____

剣道の_____

_____を尽くして

常に_____

以って_____

_____に

_____である。

2 「剣道指導の在り方(指導者)」について述べた次の文中の空欄を埋めなさい。(3×6=18)

- (1) ① _____) に努める。
- (2) ② _____) にあたる。
- (3) ③ _____) にあたる。
- (4) ④ _____) を持つ。
- (5) ⑤ _____) する。
- (6) ⑥ _____) する。

3 「指導のねらい」について、空欄に言葉を書きなさい。(3×9=27)

- (1) 日本独自の① _____) である剣道を現代において正しくとらえ、② _____) に正しく伝承する。
- (2) ③ _____) を習得させ、対人的技能の向上をはかる。
- (3) 礼の意義を正しく理解させ、④ _____) の習得をはかる。
- (4) 自己の⑤ _____) をはかる。
- (5) ⑥ _____) に望ましい態度の向上をはかる。
- (6) 生涯を通して剣道に親しみ、⑦ _____) で心豊かな生活を営む態度を養う。
- (7) 健康の維持・増進と⑧ _____) の向上をはかる。
- (8) ⑨ _____) に対する態度の向上をはかる。

4 「虚実」について、簡潔に説明しなさい。(27)

剣道段位青森審査会「学科審査問題」

令和3年8月8日(日)
青森県剣道連盟

【五段の部】

受審番号		氏名	
------	--	----	--

1 「剣道の理念」及び「剣道修練の心構え」について空欄に言葉を書きなさい。(4×1+3×8=28)

= 「剣道の理念」 =

剣道は、 _____

= 「剣道修練の心構え」 =

剣道を _____

心身を _____

剣道の _____

_____ を尽くして

常に _____

以って _____

_____ に

_____ である。

2 「剣道指導の在り方(指導者)」について述べた次の文中の空欄を埋めなさい。(3×6=18)

- (1) (① _____) に努める。
- (2) (② _____) にあたる。
- (3) (③ _____) にあたる。
- (4) (④ _____) を持つ。
- (5) (⑤ _____) する。
- (6) (⑥ _____) する。

3 「審判員の心得」について、空欄に言葉を書きなさい。(3×9=27)

《一般的要素》

- (1) (① _____) であること。
- (2) 試合・審判規則、運営要領を熟知し、正しく運用できること。
- (3) 剣道に (② _____) していること。
- (4) 審判技術に (③ _____) していること。
- (5) 健康体で、かつ (④ _____) であること。

《留意事項》

- (1) (⑤ _____) を端正にすること。
- (2) 姿勢・態度・(⑥ _____) などを厳正にすること。
- (3) (⑦ _____) が明晰であること。
- (4) 数多く審判を経験し、反省と (⑧ _____) に努めること。
- (5) よい (⑨ _____) を見て学ぶこと。

4 「一眼二足三胆四力」について、簡潔に説明しなさい。(27)

健康観察票

1 当日朝の体温（ 度） 受付検温（ 度）

2 過去2週間以内に

- 体調不良、発熱、せき、のどの痛み、倦怠感がある。
- 新型コロナウイルス感染症の陽性判定をされた人との接触がある。
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる。
- 政府が観察期間を必要とする国・地域への渡航・移動、または、当該在住者との接触がある。

氏 名 _____

段 位 _____

所属（勤務先・学校名） _____

登 録 支 部 _____

連絡先 事務局長 時吉重雄

TEL 090-8788-0832

FAX 017-741-2170

E-mail tokiyoshi@nittogishi.co.jp